

○宮崎大学教員免許状更新講習実施委員会規程

〔平成20年10月23日
制 定〕

改正 平成22年 9月22日 平成24年 3月29日
平成28年 3月25日 令和元年 6月27日
令和 3年 3月30日

(目的)

第1条 宮崎大学における教員免許状更新講習（以下「講習」という。）を円滑に遂行するために、宮崎大学教員免許状更新講習実施委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項等)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議・立案し、また、必要に応じて次の事項に係る措置を実施する。

- (1) 講習の基本方針及び内容に関する事項
- (2) 講習の開設講座に関する事項
- (3) 講習の事前事後の調査に関する事項
- (4) その他講習の実施に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 副学長（教育・学生担当）
- (2) 教育学部教務担当副学部長
- (3) 教育学部教員 2人
- (4) 医学部、工学教育研究部、農学部及び地域資源創成学部教員 各1人
- (5) 宮崎県教育委員会から選出された者 1人
- (6) その他委員会委員長が必要と認める者 若干人

(任期)

第4条 前条第3号、第4号及び第6号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ第3条第1号及び第2号の委員をもって充てる。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(幹事)

第6条 委員会に幹事を置き、第3条第3号の委員のうちから委員長が指名する。

2 幹事は講習の実施責任者として、全学的視点から運営の調整及び実施の指揮をする。

(議事)

第7条 委員会は、委員の半数以上の出席により成立する。

2 議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(代理出席)

第8条 委員長は、特別の事情により、第3条第3号、第4号及び第5号の委員が委員会に出席できない場合は、代理の者を出席させることができる。

(委員以外の出席)

第9条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(事務)

第10条 委員会の事務は、学生支援部基礎教育支援課及び教育学部・地域資源創成学部事務部において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、平成20年10月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行後、最初に選出される教育学部及び地域資源創成学部の委員、相談員又は兼任教員（以下「委員等」という。）の任期の末日は、当該委員等の任期の規定にかかわらず他学部選出の委員等の任期の末日と同じ日とする。

附 則

この規程は、令和元年6月27日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。